

# 富山商工会議所定款

## 第1章 総 則

### 第1条 (目 的)

本商工会議所は、地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もってわが国商工業の発展に寄与することを目的とする。

### 第2条 (名 称)

本商工会議所は、富山商工会議所と称する。

### 第3条 (人 格)

本商工会議所は、商工会議所法（昭和28年法律第143号）の規定に基づく法人である。

### 第4条 (地 区)

本商工会議所の地区は、昭和41年5月1日現在における富山市の区域（昭和35年9月30日現在の婦負郡和合町、昭和40年3月31日現在の婦負郡呉羽町および昭和41年4月30日現在の中新川郡水橋町を除く。）とする。

### 第5条 (事務所の所在地)

本商工会議所の事務所は、富山市に置く。

### 第6条 (原 則)

本商工会議所は、営利を目的としない。

- 2 本商工会議所は、特定の個人または法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。
- 3 本商工会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

### 第7条 (事 業)

本商工会議所は、その目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 商工会議所としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、または建議すること。
- (2) 行政庁等の諮問に応じて、答申すること。
- (3) 商工業に関する調査研究を行うこと。
- (4) 商工業に関する情報および資料の収集または刊行を行うこと。
- (5) 商品の品質または数量、商工業者の事業の内容、その他商工業に係る事項に関する証明、鑑定または検査を行うこと。
- (6) 輸出品の原産地証明を行うこと。
- (7) 商工業に関する施設を設置し、維持し、または運用すること。
- (8) 商工業に関する講演会または講習会を開催すること。
- (9) 商工業に関する技術および技能の普及または検定を行うこと。
- (10) 博覧会、見本市等を開催し、またはこれらの開催の斡旋を行うこと。
- (11) 商事取引に関する仲介または斡旋を行うこと。
- (12) 商事取引の紛争に関する斡旋、調停または仲裁を行うこと。
- (13) 商工業に関して、相談に応じ、または指導を行うこと。
- (14) 商工業に関して、商工業者の信用調査を行うこと。

- (15) 商工業に関して、観光事業の改善発達を図ること。
- (16) 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。
- (17) 行政庁から委託を受けた事務を行うこと。
- (18) 前各号に掲げるもののほか、本商工会議所の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

#### 第8条 (公 告)

本商工会議所の公告は、本商工会議所の掲示場に掲示して行う。

#### 第9条 (規 約)

この定款で定めるもののほか、業務の執行について必要な事項は、議員総会の議決を経て規約で定める。

## 第2章 会 員

#### 第10条 (会員の資格)

本商工会議所の地区内に引き続き6か月以上営業所、事務所、工場または事業場（以下「営業所等」という。）を有する商工業者、協同組合および経済関係団体は、本商工会議所の会員となることができる。但し、次に掲げるものであって、常議員会の承認を得た場合は、本商工会議所の会員となることができる。

- (1) 本商工会議所の地区内において、6か月に満たない期間引き続き営業所等を有する商工業者、協同組合および経済関係団体。
  - (2) 本商工会議所の地区内に営業所等を有するもので、商工業に類似した事業または商工業に関連した事業を営むもの、その他商工業に係る業務に従事するもの。
- 2 この定款において「商工業者」とは次の者をいう。
- (1) 自己の名をもって商行為をすることを業とする者
  - (2) 店舗その他これに類似する設備によって物品を販売することを業とする者
  - (3) 鉱業を営む者
  - (4) 取引所
  - (5) 会社
  - (6) 相互会社
- 3 次の各号の1に該当する者は、会員となることができない。
- (1) 精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
  - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - (3) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者またはその執行を受けることがなくなるまでの者
  - (4) 反社会的勢力(①暴力団(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号、その後の改正を含み、以下「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、②暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に定める暴力団員をいう。以下同じ。))または暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、③暴力団準構成員、④暴力団関係企業、⑤総

会屋等、⑥社会運動等標榜ゴロ、⑦特殊知能暴力集団等、⑧その他①から⑦までに準じる者、⑨①から⑧までのいずれかに該当する者(以下「暴力団員等」という。)が経営を支配していると認められる関係を有する者、⑩暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者、⑪自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、⑫暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者、および⑬役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。以下同じ。)

#### 第11条(加入)

会員となることを希望するものは、議員総会の議決を経て別に定める加入手続により加入の申込みをしなければならない。

- 2 前項の加入の諾否は、常議員会において決定する。
- 3 常議員会は、前項の諾否を決定するときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、またはその加入につき不当な条件を付してはならない。
- 4 第2項の規定により常議員会の承諾を得たものは、所定の会費を納めたときに、本商工会議所の会員となる。

#### 第12条(会員の表決権)

会員は、各々1個の表決権を有する。

- 2 会員は、あらかじめ通知のあった事項につき、会員が記名捺印した書面または代理人をもって、表決権を行うことができる。ただし、代理人は本商工会議所の会員でなければならない。
- 3 会員は、前項の規定による書面をもってする表決権の行使に代えて、表決権を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。)により行うことができる。
- 4 前2項の規定により表決権を行うものは、出席者とみなす。
- 5 第2項の代理人は、その代理権を証する書面を表決権を行う前に本商工会議所に提出しなければならない。この場合において、当該書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。

#### 第13条(会員の選挙権)

会員は、会費の持口数に応じて次に掲げる個数の1号議員の選挙権を有する。

- |                    |      |
|--------------------|------|
| (1) 1 口は           | 2 個  |
| (2) 2 口は           | 3 個  |
| (3) 3 口は           | 4 個  |
| (4) 4 口は           | 5 個  |
| (5) 5 口は           | 6 個  |
| (6) 6 口から 7 口まで    | 7 個  |
| (7) 8 口から 9 口まで    | 8 個  |
| (8) 10 口から 14 口まで  | 9 個  |
| (9) 15 口から 19 口まで  | 11 個 |
| (10) 20 口から 29 口まで | 13 個 |
| (11) 30 口から 49 口まで | 15 個 |

(12) 50 口から 99 口まで	20 個
(13) 100 口から 199 口まで	30 個
(14) 200 口から 299 口まで	40 個
(15) 300 口以上	50 個

2 前条第2項、第3項および第5項（表決権の行使）の規定は、選挙権について準用する。但し、1人の代理人が選挙権を代理し得る限度は、別に定める。

#### 第14条（会員の被選挙権）

会員は、本商工会議所の議員に選任される権利を有する。

2 会員（会員が法人その他の団体である場合は、会員の権利を行使する1人の者）は、本商工会議所の会頭、副会頭、常議員または監事に選任される権利を有する。

#### 第15条（会員のその他の権利）

会員は、その営んでいる事業に係る本商工会議所の部会に所属し、その部会に出席して意見を述べ、または表決に加わる権利を有する。

#### 第16条

会員は、前4条に規定する権利のほか、次に掲げる権利を有する。

- (1) 本商工会議所より情報を受け、資料および刊行物の配布を受けること。
- (2) 本商工会議所の施設を利用すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本商工会議所の行う事業により利益を受けること。
- (4) いつでも、会頭に対し本商工会議所の定款、規約および議員総会の議事録ならびに事業報告書、貸借対照表、収支決算書および財産目録の閲覧を求めること。
- (5) 総会員の10分の1以上の同意を得て、いつでも会頭に対し本商工会議所の会計に関する帳簿および書類の閲覧を求めること。
- (6) 第30条の任意登録台帳に登録されること。

#### 第17条（会費）

会員は、毎年所定の期限までに所定の会費を納入しなければならない。

2 会費1口の金額およびその払込みの方法は、議員総会の議決を経て別に定める。

#### 第18条（過怠金）

本商工会議所は、会費の納入その他本商工会議所に対する義務を怠った会員に対して、常議員会の議決を経て、過怠金を課することができる。

2 前項の過怠金の金額その他必要な事項は、議員総会の議決を経て別に定める。

#### 第19条（会員権の停止）

本商工会議所は、会費の滞納が6か月におよぶ会員その他会員たるの義務を怠った会員に対して、議員総会の議決を経て、会員権の行使を停止することができる。

2 前項の規定による会員権の行使の停止は、その権利の行使を停止された会員にその旨を通知しなければ、これをもってその会員に対抗することができない。

#### 第20条（脱退）

会員は、60日前までに予告し、事業年度の終りにおいて本商工会議所を脱退することができる。

2 会員は次の事由によって脱退する。

- (1) 会員たる資格の喪失

- (2) 死亡または解散
- (3) 除名

#### **第21条(除名)**

本商工会議所は、次の各号の1に該当する会員を議員総会の決議によって除名することができる。この場合は、その会員に対して、その議員総会の会日の7日前までにその旨を通知し、議員総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 1年以上にわたって会費の納入その他会員たる義務を怠った会員
- (2) 本商工会議所の体面を傷つけ、またはその目的遂行に反する行為を行った会員
- (3) 自らまたは第三者を利用して反社会的行為(①暴力的な要求行為、②法的な責任を越えた不当な要求行為、③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、④風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて取引の相手の信用を毀損し、またはその業務を妨害する行為、および⑤その他上記①から④までに準ずる行為をいう。以下同じ。)を行った会員
- (4) 自らまたは第三者を利用してその他前2号から3号に準ずる行為を行った会員

- 2 第19条第2項(処分の通知)の規定は、会員の除名について準用する。
- 3 除名されたものは、除名された日から少くとも2年間は本商工会議所の会員となることができない。

#### **第22条(特別会員)**

会員たる資格を有しないものであって、本商工会議所の趣旨に賛同するものは、本商工会議所の特別会員となることができる。

- 2 第10条第3項(資格)、第11条第1項、第2項および第4項(加入)ならびに第16条から前条まで(会員の権利、会費、過怠金、会員権の停止、脱退および除名)の規定は、特別会員について準用する。